高速道路工事一部完了公告

本会社において実施した高速道路の改築工事が下記のとおり一部完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

平成30年３月29日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　石塚　由成

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事一部完了の日
九州横断自動車道長崎大分線	佐賀県小城市小城町松尾	改築工事	平成30年３月30日
山陽自動車道吹田山口線	広島県福山市津之郷町大字津之郷	改築工事	平成30年３月30日

高速道路工事完了公告

本会社において実施した高速道路の新設工事が下記のとおり完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

平成30年３月29日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　石塚　由成

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事完了の日
一般国道26号（堺泉北道路）	大阪府堺市中区平井から大阪府高石市綾園まで	新設工事	平成30年３月31日
一般国道165号（南阪奈道路）	大阪府堺市美原区丹上から大阪府羽曳野市蔵之内まで	新設工事	平成30年３月31日
一般国道165号（南阪奈道路）	大阪府羽曳野市蔵之内から奈良県葛城市辨之庄まで	新設工事	平成30年３月31日

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成30年３月５日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なお、その効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第47条第２項に基づき公告します。

平成30年３月29日

秋田県秋田市中通２丁目２番３２号
秋田県電子工業厚生年金基金
代表清算人　須田　精一

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成30年３月５日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なお、その効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第43条に基づき公告します。

１．代表清算人氏名　須田　精一
２．住所　秋田県秋田市中通２丁目２番32号

平成30年３月29日

秋田県電子工業厚生年金基金

企業年金基金設立公告

確定給付企業年金法第15条、確定給付企業年金法施行令第８条の規定に基づき、次のとおり公告します。

１．基金の名称　神奈川県食品製造企業年金基金
２．事務所の所在地　神奈川県横浜市西区高島２丁目12番６号　ヨコハマ・ジャストビル１号館７階
３．理事長の氏名及び住所　鈴木　文雄　神奈川県横浜市西区高島２―12―６
４．実施事業所の名称及び所在地　塩水港精糖株式会社　東京都中央区、太平洋製糖株式会社　神奈川県横浜市鶴見区、株式会社野口食品　神奈川県横浜市鶴見区、株式会社東京ポンパドウル　神奈川県横浜市中区、株式会社利光食品　神奈川県横浜市中区、株式会社ポンパドウル　神奈川県横浜市中区、株式会社横浜ポンパドウル　神奈川県横浜市中区、神奈川県食品製造健康保険組合　神奈川県横浜市西区、株式会社大榮貿易公司　東京都千代田区、株式会社鈴音　神奈川県横浜市金沢区、株式会社南部フーズ　神奈川県横浜市金沢区、横浜協同製餡株式会社　神奈川県横浜市神奈川区、宝製菓株式会社　神奈川県横浜市戸塚区、三和フード株式会社　神奈川県川崎市中原区、株式会社麻生　神奈川県平塚市、湘南ベンディング株式会社　神奈川県藤沢市、有限会社豆芳商店　神奈川県秦野市、株式会社あさひ　神奈川県小田原市、株式会社東華軒　神奈川県小田原市、湘南製餡株式会社　神奈川県横須賀市、株式会社太洋　神奈川県横須賀市、神奈川県食品製造厚生年金基金　神奈川県横浜市西区、クラウンフーヅ株式会社　神奈川県横浜市港南区、株式会社ニュー・クイック　神奈川県藤沢市、ヴェスティ・フーズ・ジャパン株式会社　神奈川県横浜市保土ヶ谷区、関西製糖株式会社　大阪府泉佐野市、コーケンフード＆フレーバー株式会社　神奈川県横浜市港北区、株式会社風と光　神奈川県横浜市神奈川区、株式会社ポンパドウルアソシエ　神奈川県横浜市中区
５．設立認可年月日　平成30年３月１日

平成30年３月29日

神奈川県横浜市西区高島２丁目12番６号
ヨコハマ・ジャストビル１号館７階
神奈川県食品製造企業年金基金
理事長　鈴木　文雄

解散命令公告

岡山県公告

下記に掲げる組合は、その代表権を有する者が欠けており又はその所在が知れないので、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

平成30年３月29日

岡山県知事　伊原木隆太

記

命令の要旨

中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

名称及び主たる事務所の所在地

１　シーエス・ネットワーク協同組合
　岡山県倉敷市児島味野二丁目２番85号

教示

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、岡山県知事に対して審査請求をし、若しくは同日から起算して６か月以内に、岡山県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起し、又はこれらのいずれについても行うことができる。

解散命令公告

広島県公告

下記に掲げる組合は、その代表権を有する者の所在が知れないので、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

平成30年３月29日

広島県知事　湯﨑　英彦

記

命令の要旨

中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

名称及び主たる事務所の所在地

日海研協同組合
広島県呉市中央二丁目５番２号

教示

この処分について不服があるときは、この公告が行われた日から２週間を経過した日の翌日から起算して３か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができる。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできる（訴訟において広島県を代表する者は、広島県知事となる。）。